



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次 告示

- ▽認定特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更（特定非営利活動法人しみん基金・こうべ） [企画調整局参画推進課] 2486
- ▽子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の設置者への確認の一部効力の停止 [こども家庭局幼保事業課] 2486
- ▽子ども・子育て支援法に基づく特定地域型保育事業者への確認の一部効力の停止 [こども家庭局幼保事業課] 2487
- ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局中部建設事務所] 2487
- ▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定 [福祉局監査指導部] 2491
- ▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定 [福祉局監査指導部] 2492
- ▽介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定 [福祉局監査指導部] 2493
- ▽介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 2493
- ▽介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 2494
- ▽生活保護法等による指定医療機関の指定 [福祉局保護課] 2495
- ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 2496
- ▽生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更 [福祉局保護課] 2496
- ▽生活保護法等による指定医療機関の指定の辞退 [福祉局保護課] 2497
- ▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 2497
- ▽生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更 [福祉局保護課] 2497
- ▽生活保護法等による指定介護機関の指定の辞退 [福祉局保護課] 2498
- ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局西部建設事務所] 2499

- ▽令和4年第2回定例市会で議決された令和4年度神戸市各会計補正予算 [行財政局財務課] 2502
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 生田南47号線） [建設局道路管理課] 2510
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 神戸二見線） [建設局道路管理課] 2510
- ▽道路法による道路の区域決定及び供用開始（市道 御影山手19号線ほか） [建設局道路管理課] 2510
- ▽道路法による道路の区域決定及び供用開始（市道 多聞115号線ほか） [建設局道路管理課] 2511

## 公 告

- ▽建築基準法第86条の5第4項の規定による取消 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 2512
- ▽建築基準法第86条の2第6項の規定による一団地の区域の認定 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 2512
- ▽開発行為に関する工事の完了（垂水区塩屋北町1丁目） [都市局都市計画課] 2512

## 区 役 所

- ▽行旅死亡人 [中央区保健福祉部保健福祉課] 2513

## 告 示

## 神戸市告示第486号

次の認定特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第49条第2項第3号に係る定款の変更についての第25条第6項の届出を受けたので、第53条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月22日

神戸市長 久元喜造

## 1 該当の認定特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人しみん基金・こうべ

## (2) 主たる事務所の所在地

神戸市中央区浜辺通4-1-23-605

## (3) 代表者の氏名

戎 正晴

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 主たる事務所の所在地

「神戸市中央区旭通1丁目1番1-203号」を「神戸市中央区浜辺通4-1-23-605」に改める。

## 3 変更年月日

令和4年6月16日

## 神戸市告示第487号

次の事業者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第40条第1項第4号、5号及び9号の規定に基づいて、特定教育・保育施設の設置者に対して確認の一部効力の停止をしましたので、同法第41条第3号の規定により告示する。

令和4年11月22日

神戸市長 久元喜造

事業者の名称	施設の名称	施設の所在地	確認の停止の内容	確認の停止の期間	教育・保育施設の種類
一般社団法人 ミクスケア	若菜は一もに い保育園	神戸市中央区若 菜通5丁目2番 24号	確認の一部 効力の停止 (6カ月間 の新規受入 停止)	令和4年12 月1日～令 和5年5月 31日	保育所

**神戸市告示第488号**

次の事業者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第52条第1項第4号及び5号の規定に基づいて、特定地域型保育事業者に対して確認の一部効力の停止をいたしましたので、同法第53条第3号の規定により告示する。

令和4年11月22日

神戸市長 久元喜造

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	確認の停止の内容	確認の停止の期間	地域型保育事業の種類
一般社団法人 ミクスケア	フォアベルク 保育園	神戸市中央区磯 辺通4丁目2番 14号101	確認の一部 効力の停止 (6カ月間 の新規受入 停止)	令和4年12 月1日～令 和5年5月 31日	小規模保育事業

**神戸市告示第489号**

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したため、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月22日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先  
別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
三宮保管所及び湊町保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで  
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

## 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

## 別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺	自転車 25台	令和4年10月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話511-0515
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺	自転車 1台	令和4年10月4日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	三宮駅周辺	自転車 47台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	元町駅周辺	自転車 6台	令和4年10月5日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	中央区長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和4年10月6日	
	三宮駅周辺	自転車 53台	令和4年10月11日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺	自転車 10台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台	令和4年10月12日	
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
中央区長期放置	自転車 20台 原動機付自転車 0台	令和4年10月14日		
三宮駅周辺	自転車 41台	令和4年10月14日		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2台			
元町駅周辺	自転車 10台	令和4年10月14日		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台			
三宮駅周辺	自転車 27台	令和4年10月14日		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			

元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	
中央区長期放置	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和4年10月15日
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 29台 原動機付自転車 0台	令和4年10月19日
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 48台 原動機付自転車 1台	令和4年10月20日
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和4年10月21日
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 27台 原動機付自転車 0台	令和4年10月22日
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和4年10月24日
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 35台 原動機付自転車 0台	令和4年10月25日
元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和4年10月26日
三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 49台 原動機付自転車 0台	令和4年10月27日
元町駅周辺	自転車 7台	

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	駐輪場内	自転車	1台	
		原動機付自転車	0台	
	三宮駅周辺	自転車	27台	令和4年10
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	月29日
兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺	自転車	10台	令和4年10
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	月3日
	兵庫駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	新開地駅周辺	自転車	12台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	湊川駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	駐輪場内	自転車	2台	
		原動機付自転車	0台	
	兵庫区長期放置	自転車	14台	令和4年10
		原動機付自転車	1台	月5日
	兵庫区長期放置	自転車	11台	令和4年10
		原動機付自転車	0台	月11日
	神戸駅周辺	自転車	14台	令和4年10
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	月13日
兵庫駅周辺	自転車	2台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
和田岬駅周辺	自転車	11台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
駐輪場内	自転車	8台		
	原動機付自転車	0台		
兵庫区長期放置	自転車	2台	令和4年10	
	原動機付自転車	0台	月15日	
神戸駅周辺	自転車	12台	令和4年10	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	月18日	
兵庫駅周辺	自転車	3台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
新開地駅周辺	自転車	12台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
湊川駅周辺	自転車	8台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		



和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和4年10月21日
駐輪場内	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和4年10月21日
兵庫区長期放置	自転車 18台 原動機付自転車 1台	令和4年10月26日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和4年10月28日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
駐輪場内	自転車 5台 原動機付自転車 1台	

神戸市告示第490号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示する。

令和4年11月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2870103773	リアンレーヴ東灘住吉	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町1丁目7番8号	株式会社木下の介護	東京都新宿区西新宿6丁目5番1号新宿アイランドタワー	令和4年11月1日	介護予防特定施設入居者生活介護

				ー(8階)		
2870103773	リアンレー ヴ東灘住吉	兵庫県神戸 市東灘区住 吉宮町1丁 目7番8号	株式会社木 下の介護	東京都新宿 区西新宿6 丁目5番1 号新宿アイ ランドタワ ー(8階)	令和4年11 月1日	特定施設入 居者生活介 護
2875104354	訪問介護グ ローバル 神戸中央事 業所	兵庫県神戸 市中央区東 町123番地1 貿易ビル 710号	株式会社G E	兵庫県神戸 市中央区東 町123番地1	令和4年11 月1日	訪問介護
2875205151	すこやかト レーニング スタジオ神 戸西	兵庫県神戸 市西区櫨谷 町長谷72番 2	株式会社す こやかライ フ	兵庫県神戸 市垂水区本 多聞6丁目 10番29号	令和4年11 月1日	通所介護

### 神戸市告示第491号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和4年11月22日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事 業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービスの 種類
2875104354	訪問介護グ ローバル 神戸中央事 業所	兵庫県神戸 市中央区東 町123番地1 貿易ビル 710号	株式会社G E	兵庫県神戸 市中央区東 町123番地1	令和4年11 月1日	介護予防訪 問サービス
2875205151	すこやかト レーニング スタジオ神 戸西	兵庫県神戸 市西区櫨谷 町長谷72番 2	株式会社す こやかライ フ	兵庫県神戸 市垂水区本 多聞6丁目 10番29号	令和4年11 月1日	介護予防通 所サービス



**神戸市告示第492号**

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和4年11月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2890200229	グループホーム ころあい王子公園	兵庫県神戸市灘区高尾通3丁目1-9	株式会社フイールド	大阪府大阪市北区大深町3番40-1211号	令和4年11月1日	介護予防認知症対応型共同生活介護
2890200229	グループホーム ころあい王子公園	兵庫県神戸市灘区高尾通3丁目1-9	株式会社フイールド	大阪府大阪市北区大深町3番40-1211号	令和4年11月1日	認知症対応型共同生活介護

**神戸市告示第493号**

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和4年11月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2875003002	デイサービスセンター シャルールカトレア	兵庫県神戸市北区鈴蘭台西町3丁目12番48	社会福祉法人まなの会	兵庫県三木市福井字鷹尾1981番1	令和4年10月31日	通所介護
2875201929	ほっと倶楽部	兵庫県神戸市西区伊川谷町別府719-1	株式会社光栄メディカル	兵庫県神戸市西区伊川谷町別府719-1	令和4年10月31日	訪問介護
2875203735	訪問介護事業所 御宿	兵庫県神戸市西区伊川	株式会社大塚メディカ	兵庫県神戸市西区伊川	令和4年10月31日	訪問介護

	ありせ	谷町有瀬 804番地の 65	ル	谷町有瀬 804番地の 69		
2875204907	デイサービスセンター 御宿ありせ	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の69	株式会社大塚メディカル	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の69	令和4年10月31日	通所介護

### 神戸市告示第494号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和4年11月22日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2875003002	デイサービスセンター シャルールカトレア	兵庫県神戸市北区鈴蘭台西町3丁目12番48	社会福祉法人まなの会	兵庫県三木市福井字鷹尾1981番1	令和4年10月31日	介護予防通所サービス
2875201929	ほっと倶楽部	兵庫県神戸市西区伊川谷町別府719-1	株式会社光栄メディカル	兵庫県神戸市西区伊川谷町別府719-1	令和4年10月31日	介護予防訪問サービス
2875201929	ほっと倶楽部	兵庫県神戸市西区伊川谷町別府719-1	株式会社光栄メディカル	兵庫県神戸市西区伊川谷町別府719-1	令和4年10月31日	生活支援訪問サービス
2875203735	訪問介護事業所 御宿ありせ	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の65	株式会社大塚メディカル	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の69	令和4年10月31日	介護予防訪問サービス
2875204907	デイサービス	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の69	株式会社大塚メディカル	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の69	令和4年10月31日	介護予防通所サービス

	スセンター 御宿ありせ	市西区伊川 谷町有瀬 804番地の 69	塚メディカ ル	市西区伊川 谷町有瀬 804番地の 69	月31日	所サービス
--	----------------	-------------------------------	------------	-------------------------------	------	-------

**神戸市告示第495号**

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年11月22日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	指定年月日
なかのこども発達クリニック	神戸市東灘区向洋町中2丁目10番	令和4年11月1日
眼科やまなか医院	神戸市東灘区御影本町4丁目10番1号	令和4年10月1日
医療法人社団テレサ 堅田医院	神戸市灘区岸地通5丁目3番17号	令和4年10月1日
はたにクリニック	神戸市須磨区高倉台1丁目1番7号	令和4年10月1日
まつあきこころのクリニック	神戸市須磨区大池町5丁目16番8号	令和4年11月1日
ともクリニック	神戸市北区鈴蘭台西町4丁目9番43号	令和4年10月3日
協和病院	神戸市西区押部谷町栄191番地1	令和4年9月1日
神保皮膚科クリニック	神戸市西区持子2丁目16番2号	令和4年10月1日
ハーバー薬局 新在家店	神戸市灘区友田町3丁目2番7号	令和4年10月1日
こみち薬局	神戸市兵庫区下沢通7丁目1番31号	令和4年10月1日
つくし薬局	神戸市兵庫区東山町1丁目12番23号	令和4年10月1日
こばと薬局	神戸市北区星和台1丁目16番130号	令和4年9月1日
ポニー薬局 栄店	神戸市西区押部谷町栄183番地4	令和4年10月1日
ココカラファイン薬局 西神中央店	神戸市西区竹の台6丁目1番2号	令和4年11月1日
訪問看護ステーション t o c t o c	神戸市東灘区御影中町2丁目1番16号	令和4年5月1日

**神戸市告示第496号**

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年11月22日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	廃止年月日
眼科やまなか医院	神戸市東灘区御影中町1丁目6番9号	令和4年9月30日
堅田医院	神戸市灘区岸地通5丁目1番4号	令和4年9月30日
羽溪医院	神戸市須磨区高倉台8丁目1番30号	令和4年9月30日
特定医療法人誠仁会協和病院	神戸市西区押部谷町栄字北垣内191番地1	令和4年8月31日
神保皮膚科クリニック	神戸市西区持子2丁目16番2号	令和4年9月30日
ハーバー薬局 新在家店	神戸市灘区友田町3丁目2番7号	令和4年9月30日
つくし薬局	神戸市兵庫区東山町1丁目12番23号	令和4年9月30日
みつるぎ薬局	神戸市北区星和台1丁目16番130号	令和4年8月31日
株式会社ふたば薬局 栄店	神戸市西区押部谷町栄字北垣内183番地4	令和4年9月30日

**神戸市告示第497号**

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年11月22日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	変更年月日
(新) クラッセ歯科・矯正歯科	神戸市東灘区御影中町3丁目2番1号	令和4年10月5日
(旧) クラッセ歯科クリニック		

**神戸市告示第498号**

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年11月22日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	辞退年月日
神戸元町通クリニック	神戸市中央区元町通3丁目4番5号	令和4年10月31日

**神戸市告示第499号**

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年11月22日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
つくし薬局	神戸市兵庫区東山町1丁目12番23号	有限会社 あおば	神戸市兵庫区羽坂通1丁目1番11号	令和4年9月30日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

**神戸市告示第500号**

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年11月22日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新) クラッセ歯科・矯正歯科  (旧) クラッセ歯科クリニック	神戸市東灘区御影中町3丁目2番1号	医療法人M i r a i	神戸市東灘区御影中町3丁目2番1号	令和4年10月5日	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
まさと家デイサービス	(新) 神戸市長田区駒ケ林町6丁目7番6号  (旧) 神戸市垂水区坂上1丁目2番22号	合同会社夏風	神戸市長田区駒ケ林町6丁目7番6号	令和4年8月15日	通所介護 介護予防通所介護 地域密着型通所介護 介護予防通所サービス

### 神戸市告示第501号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和4年11月22日

神戸市長 久 元 喜 造

当該辞退にか	当該辞退にか	介護事業者の	介護事業者の主	辞退年月日	サービス種類
--------	--------	--------	---------	-------	--------



かる介護事業所の名称	かる介護事業所の所在地	名称	たる事務所の所在地		
神戸元町通クリニック	神戸市中央区元町通3丁目4番5号	医療法人健英会	大阪府大阪市住吉区帝塚山西1丁目1番13号	令和4年10月31日	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導

**神戸市告示第502号**

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月22日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

#### 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

#### 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

#### 別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車	令和4年10 月5日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の 1 建設局西部建設事務所 電話742-2424
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車		
長田区御屋敷通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車	令和4年10 月6日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 15台 原動機付自転車		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車	令和4年10 月11日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車		
長田区御屋敷通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車	令和4年10 月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 原動機付自転車		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車	令和4年10 月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車		
須磨区須磨浦通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車	令和4年10 月18日	
	長田・須磨区管内長期	自転車 3台		

	放置	原動機付自転車	
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車 等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車	令和4年10 月19日
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 13台 原動機付自転車	
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車	令和4年10 月20日
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 26台 原動機付自転車 1台	
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転 車等放置禁止区域	自転車 19台 原動機付自転車	令和4年10 月25日
	長田・須磨区管内長期 放置	自転車 13台 原動機付自転車	

## 神戸市告示第503号

令和4年第2回定例会市会で令和4年9月21日議決された令和4年度神戸市各会計補正予算は、次のとおりである。

令和4年11月22日

神戸市長 久 元 喜 造

## 令和4年度神戸市一般会計補正予算

令和4年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,828,728千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ909,198,920千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 地方交付税		千円 77,325,000	千円 3,532,045	千円 80,857,045
	1 地方交付税	77,325,000	3,532,045	80,857,045
17 使用料及手数料		14,476,880	196,300	14,673,180
	2 手数料	4,964,584	196,300	5,160,884
18 国庫支出金		187,344,850	4,979,455	192,324,305
	1 負担金	159,688,319	2,652,660	162,340,979
	2 補助金	26,421,361	2,326,795	28,748,156
19 県支出金		57,447,677	8,397,928	65,845,605
	2 補助金	15,245,581	8,397,928	23,643,509
25 市債		94,078,000	△ 2,277,000	91,801,000
	1 市債	94,078,000	△ 2,277,000	91,801,000
歳入合計		894,370,192	14,828,728	909,198,920

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 62,950,399	千円 19,571	千円 62,969,970
	1 総務費	45,327,900	19,571	45,347,471
4 民生費		300,840,182	110,000	300,950,182
	1 民生総務費	29,829,056	10,000	29,839,056
	3 こども家庭費	106,874,460	100,000	106,974,460
5 衛生費		48,934,518	15,019,676	63,954,194
	2 公衆衛生費	30,470,910	14,969,337	45,440,247
	3 環境衛生費	1,676,881	50,339	1,727,220
6 環境費		20,927,941	64,700	20,992,641
	1 環境総務費	9,845,659	64,700	9,910,359
9 土木費		42,867,052	60,000	42,927,052
	6 河川砂防費	1,943,722	60,000	2,003,722
10 都市計画費		32,351,903	87,600	32,439,503
	1 都市計画総務費	28,550,360	87,600	28,637,960
12 消防費		19,270,042	35,000	19,305,042
	1 消防費	19,270,042	35,000	19,305,042
15 諸支出金		200,565,615	112,275	200,677,890
	1 繰出金	191,513,249	112,275	191,625,524
16 予備費		1,200,000	△ 680,094	519,906
	1 予備費	1,200,000	△ 680,094	519,906
歳出合計		894,370,192	14,828,728	909,198,920



第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
市役所本庁舎2号館再整備事業	令和4～9年度	11,000,000	令和4～10年度	11,000,000
令和5年度指定管理 (こべっこあそびひろば・西神中央)	—	—	令和4～9年度	175,525
市有林内山腹崩壊対策	—	—	令和4～5年度	60,000

## 第3表 市債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川整備事業	千円 1,240,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内の毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	千円 1,300,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内の毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
臨時財政対策債	32,049,000				29,712,000			

## 令和4年度神戸市自動車事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市自動車事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第2条 令和4年度神戸市自動車事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 自動車事業収益	11,462,332千円	38,775千円	11,501,107千円
第2項 営業外収益	1,591,574千円	38,775千円	1,630,349千円

(他会計からの補助金)

第3条 予算第9条中「1,509,976千円」を「1,548,751千円」に改める。

## 令和4年度神戸市高速鉄道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市高速鉄道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第2条 令和4年度神戸市高速鉄道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収		入
第1款 高速鉄道事業収益	24,570,661千円	73,500千円	24,644,161千円
第2項 営業外収益	3,794,227千円	73,500千円	3,867,727千円

(他会計からの補助金)

第3条 予算第9条中「5,102,634千円」を「5,176,134千円」に改める。

令和4年度神戸市水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第2条 令和4年度神戸市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 水道事業収益	37,225,774千円	206,503千円	37,432,277千円
第3項 特別利益	4,165千円	206,503千円	210,668千円

(資本的収入)

第3条 予算第4条中「17,180,891千円」を「17,037,393千円」に改め、資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	3,966,708千円	143,498千円	4,110,206千円
第1項 固定資産売却代金	66,000千円	143,498千円	209,498千円

(重要な資産の処分)

第4条 予算第8条の次に、次の1条を加える。

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産	種類	名称	数量	処分の態様
	土地	水道用地	15,688.27㎡	譲渡

**神戸市告示第504号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年11月23日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年12月6日まで一般の縦覧に供する。

令和4年11月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	生田南47号線	神戸市中央区海岸通1丁目1番2地先から	新	44.40	最大 4.00 最小 3.90
		神戸市中央区海岸通1丁目1番2地先まで	旧	44.40	最大 3.90 最小 3.80

**神戸市告示第505号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年11月23日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年12月6日まで一般の縦覧に供する。

令和4年11月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	神戸二見線	神戸市西区平野町印路字下四ツ塚887番86地先から	新	394.70	最大 23.10 最小 10.60
		神戸市西区岩岡町印路字下四ツ塚908番1地先まで	旧	394.70	最大 21.00 最小 7.10

**神戸市告示第506号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和4年11月23日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年12月6日まで一般の縦覧



に供する。

令和4年11月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	御影山手19号線	神戸市東灘区御影山手4丁目182番111地先から 神戸市東灘区御影山手4丁目182番20地先まで	178.30	最大 11.60 最小 6.00
市道	御影山手20号線	神戸市東灘区御影山手4丁目182番94地先から 神戸市東灘区御影山手4丁目182番100地先まで	70.20	最大 11.60 最小 6.00
市道	御影山手21号線	神戸市東灘区御影山手4丁目182番83地先から 神戸市東灘区御影山手4丁目182番89地先まで	70.00	最大 11.60 最小 6.00

神戸市告示第507号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和4年11月23日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年12月6日まで一般の縦覧に供する。

令和4年11月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	多聞115号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番79地先から 神戸市垂水区学が丘7丁目864番175地先まで	341.80	最大 18.30 最小 13.00
市道	多聞116号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番182地先から 神戸市垂水区学が丘7丁目864番79地	279.50	最大 6.50 最小 6.00

		先まで		
市道	多聞117号線	神戸市垂水区学が丘7丁目864番174地先から 神戸市垂水区学が丘7丁目864番80地先まで	55.00	最大 5.50 最小 5.50

## 公 告

### 神戸市公告第254号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、公告対象区域（神戸市灘区大内通5丁目1-6）内の各建築物に係る同条第1項の規定による申請を受け、認定の取消し（令和4年10月31日第R4-9号）をしたので、同条第4項の規定により公告します。

令和4年11月9日

（特定行政庁）神戸市長 久元喜造

### 神戸市公告第255号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次に掲げる公告認定対象区域内における同法第86条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「同一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、当該公告認定対象区域内の他の同一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので同法第86条の2第6項の規定により公告します。

なお、当該公告認定対象区域を表示した図書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和4年11月9日

（特定行政庁）神戸市長 久元喜造

#### 公告認定対象区域

神戸市中央区港島中町3丁目1番、1番6

### 神戸市公告第259号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年11月22日

神戸市長 久元 喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市垂水区塩屋北町1丁目222番60、13番6、12番1、13番5の一部、222番11の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
兵庫県姫路市白国1丁目123番18号  
株式会社児玉地所  
代表取締役 児玉尚三
- 3 許可番号  
令和4年5月20日 第8051号  
(変更許可 令和4年10月11日 第2024号)

区 役 所
-------

## 神戸市中央区公告第58号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を次のとおり公告します。

令和4年11月22日

神戸市中央区長 八乙女 悦 範

- |            |  |
|------------|--|
| 1 本籍・住所・氏名 | 不詳   |
| 2 性別       | 男性   |
| 3 年齢       | 70～80歳（推定）   |
| 4 特徴       | 身長155cm位 中肉 血液型 B型<br>頭髪 白髪交じり ほくろ（眉間、左ほほ、口）                   |
| 5 死亡年月日    | 令和4年7月30日午前5時頃（推定）   |
| 6 発見年月日    | 令和4年7月30日午前6時27分   |
| 7 発見場所     | 神戸市中央区波止場町5番6号神戸メリケンパークオリエンタルホテル西側岸壁から西方約5メートル先海上              |
| 8 死因       | 溺死   |
| 9 遺留金品等    | 白色ストライプ柄半袖シャツ<br>黒色スラックス<br>黒色スニーカー<br>白色布マスク<br>青色ハンカチ、白色ハンカチ |

